



くき

2015
平成27年

7
月号

No.127



主な内容

- 埼玉県知事選挙のお知らせ2~3
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
納税（納入）通知書を送付します4
- 「市長への提言」内容を紹介します6~7
- きょうの出前市長室12
- 明日の久喜市を担う職員募集裏表紙

さんびー 3B体操初心者コース

5月28日(木)、農業者トレーニングセンターで、「3B体操初心者コース」が行われました。

参加者は音楽に合わせて、ボールやベル、ベルターといった手具を使ったストレッチや筋力運動を行い、心地よい汗を流していました。

(写真はベルターを使ったストレッチ)



市公式フェイスブック

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いています。
また、市ホームページ (<http://www.city.kuki.lg.jp>) や i 広報紙からも、ご覧になれます。



市公式ツイッター



投票日時
8月9日(日)
7時～20時



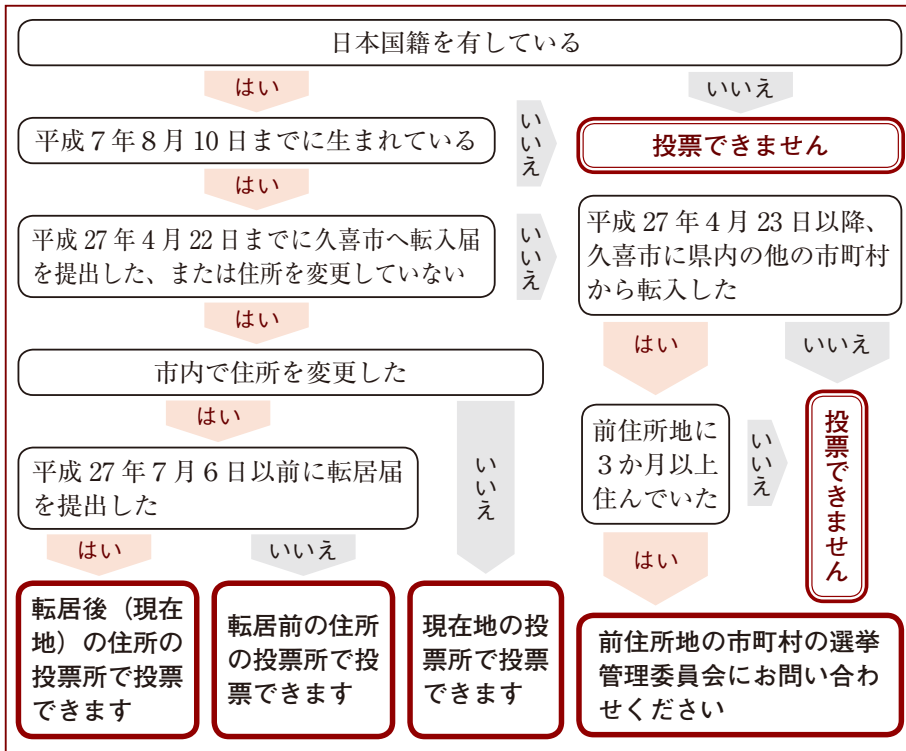
埼玉県知事選挙の

お知らせ

問合せ 選挙管理委員会事務局(内線2247)

◆投票できる方

次の要件に当てはまり、久喜市の選挙人名簿に登録されている方(左のフローチャート参照)



年齢 平成7年8月10日までに生まれた方
住所 平成27年4月22日までに転入届を提出し、引き続き久喜市の住民基本台帳に記録

投票できません

前住所地に3か月以上住んでいた
前住所地の市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください

されている方

※平成27年4月23日以降に転入した方で、前住所地(県内に限る)の選挙人名簿に登録されている方は、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を持参すれば、前住所地の投票所で投票することができます。

※平成27年4月23日以降に県内の他の市町村へ転出した方で、久喜市の選挙人名簿に登録されている方は、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を持参すれば、久喜市の投票所で投票することができます。

◆選挙人名簿抄本の確認ができます

縦覧日時 7月23日(木) 8時30分～17時
縦覧場所 市選挙管理委員会事務局(久喜市役所4階庶務課内)

◆投票所入場整理券を郵送します

投票日当日の投票所をお知らせする「投票所入場整理券」は、一人一枚、世帯ごとにとめて封書で7月23日(木)ごろまでに郵送します。期日前投票などの案内チラシも同封します。投票の際には、自分の名前が記載された投票所入場整理券をお持ちください。期日前投票をする方は、裏面の宣誓書を事前に記入してからお越しただければ、受け付けを速やかに行うことができます。

◆投票所について

投票所入場整理券に印字してある投票所(案内図も記載あり)で投票できます。なお、7月7日(火)以降に、市内で転居した方は、転居する前の住所地の投票所で投票することになります。また、転居した場合は、投票所入場整理券が届かないことがありますので、転居する際は、必ず郵便局に転居の届け出をしてください。

◆投票用紙の記入について

次のような投票は無効になりますので、ご注意ください。
・投票所で交付する用紙でない紙に書いたもの

- ・候補者でない者や複数の候補者の氏名を書いたもの
- ・自書しないもの
- ・他事を書いたものや「だれ」の氏名を書いたか確認できないもの など

投票所の記載台に候補者の氏名を記載した「氏名等揭示」がありますので、その中の一人の候補者の氏名を、はっきりと正しくご記入ください。

◆代理投票・点字投票

身体障がいなどにより、自ら候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員にお知らせください。係員が候補者の氏名を代筆します。書かれた内容が他に漏れる心配はありませんので、ご安心ください。

☆点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。点字器と点字用の投票用紙、点字の候補者氏名一覧を用意していますので、投票所の係員にお知らせください。

◆期日前投票・不在者投票

投票日当日に、仕事や外出などの事情で自ら投票所に行くことができない、またはその見込みである場合、期日前投票または不在者投票をする

ことができます。

☆期日前投票

本人が、直接、次の4か所の期日前投票所のいずれかに来庁し、投票所入場整理券裏面の宣誓書または期日前投票所に備え付けの宣誓書に列挙されている事由の中から、該当するものを選択した上で、投票することができます。

期間 7月24日(金)～8月8日(土)

時間 8時30分～20時

場所 久喜市役所4階第6会議室、菖蒲コミュニティセンター第1集会室（菖蒲総合支所4階）、栗橋総合支所2階第1会議室、鷲宮総合支所3階庁議室1

※住所に関係なく、どの期日前投票所でも投票できます。

持参するもの 投票所入場整理券（紛失や届いていない場合などは、受け付けでその旨をお知らせください。）

※投票日当日には20歳に達するが、期日前投票を行う日にまだ20歳に達していない方は期日前投票ができません。不在者投票をしていたくことになりません。あらかじめご了承ください。

☆不在者投票

①不在者投票を行うことができる病院等（指定病院等）に入院・入所している方が投票する場合

院長や施設長に申し出て、その施設内で投票することができます。市内の指定病院等は下の別表のとおりです。

市外の病院等に入院・入所をしている場合は、指定病院等かどうかを直接病院等で確認するか、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

②郵便等により投票する場合

身体に重度の障がい等があり、一定の要件を満たす方は、自宅で郵便等により投票することができます。

この方法は時間が掛かりますので、該当する方もしくは該当すると思われる方は、早めに市選挙管理委員会までお問い合わせ、または申請してください。

③滞在地で投票する場合

市外の滞在が長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入し、事前に市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。滞在地の選挙管理委員会の立ち会いのもとで投票することができます。

◆選挙公報を発行します

候補者の政見や写真等を掲載した選挙公報が発行されます。よく読んで投票する際の参考にしてください。選挙公報は、各世帯に新聞

折り込みで配布します。また、本庁舎、各総合支所、公民館、郵便局、農協などにも備え置きますので、ぜひご覧ください。

なお、新聞を購読していない世帯で、郵送による選挙公報の配布を希望する方は、登録していただくことで、郵送によりお届けします。一度登録すると、以降の選挙の選挙公報も継続して郵送します。

◆開票について

開票は投票日当日に行います。参観希望の方は、当日会場で受け付けをしてください。

◆開票時間

21時

会場 総合第1体育館

※入場者数は200人までに制限させていただきます。

あらかじめご了承ください。

◆ホームページもご覧ください

市選挙管理委員会ホームページで、「埼玉県知事選挙」に関する特設ページを開設します。投票速報なども掲載する予定です。ぜひご覧ください。

◆埼玉県知事選挙の選挙事務サポーターを募集します

市選挙管理委員会では、埼玉県知事選挙の開票作業にご協力いただける方を募集しま

す。

応募資格 次の条件を全て満たす方

①市内在住の大学生、短期大学生、専門学校生等で満18歳以上の方（高校生を除く）または市内の大学等に通学している方

②選挙の重要性を認識し、活動中知り得た秘密を守ることができるとができる方

③選挙人へ疑念を抱かせることのないよう、開票事務にふさわしい態度、服装、頭髪、言葉遣いができる方

でない方
日時 8月9日(日) 19時30分～22時30分
場所 総合第1体育館
謝礼 4000円（交通費を含む）
募集人数 18人
申込期限 7月31日(金)
応募方法 申込書（選挙管理委員会事務局で配布。市ホームページからもダウンロード可。）に必要事項を記入の上、直接または郵送で、市選挙管理委員会（〒346-1850 247）へ

別表 市内不在者投票指定病院等（12か所）

指定病院等名称	所在地	電話番号
久喜総合病院	上早見418-1	26-0033
新井病院	久喜中央2-2-28	21-0070
久喜すずのき病院	北青柳1366-1	23-6540
蓮江病院	本町1-7-12	21-0061
埼玉県済生会栗橋病院	小右衛門714-6	52-3611
東鷲宮病院	桜田3-9-3	58-2468
特別養護老人ホーム鶴寿荘	北青柳1364	23-6288
特別養護老人ホーム久喜の里	下早見1728-1	25-2100
特別養護老人ホームしょうぶの里	菖蒲町下栢間2815-1	85-6688
特別養護老人ホーム栗橋翔裕園	栗橋310-1	52-6611
特別養護老人ホーム恒寿苑	中妻902	58-7577
特別養護老人ホーム鷲宮苑	上川崎607	58-7762

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 納税（納入）通知書を送付します

国民健康保険税の納税通知書と後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。納付書での納付や口座振替（普通徴収）の第1期の納期限は7月31日（金）です。納期内の納付をお願いします。

問合せ 国民健康保険課係（内線3452）／各総合支所市民課（菅蒲・内線120／栗橋・内線215／鷲宮・内線127）

平成27年度国民健康保険税

区分		税率等	計算方法
医療給付費分	所得割額	7.0%	加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.07 (所得割率)
	均等割額 (1人当たり)	29,000円	29,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	510,000円	
後期高齢者 支援金等分	所得割額	2.1%	加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.021 (所得割率)
	均等割額 (1人当たり)	10,000円	10,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	140,000円	
介護納付金分 (40歳以上 65歳未満の方)	所得割額	2.2%	加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.022 (所得割率)
	均等割額 (1人当たり)	11,000円	11,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	120,000円	

1年間(12か月)の保険税額 = 医療給付費分の合計 + 後期高齢者支援金等分の合計 + 介護納付金分の合計

平成27年度後期高齢者医療保険料

区分	料率等	計算方法
所得割額	8.29%	{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.0829 (所得割率) + 42,440円
均等割額(1人当たり)	42,440円	
賦課限度額	570,000円	

1年間(12か月)の保険料 = 所得割額 + 均等割額

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、年度途中で異動があった場合は月割計算となります。

保険税(料)はコンビニでも納められます

金融機関だけでなく、全国の主なコンビニエンスストアでも、曜日や時間を気にすることなく納付ができます。取扱店 納付書裏面に記載の店舗を利用してください。

注意 納期限を過ぎた場合や納付書にバーコードが印字されていない場合、現金以外(小切手等)で納付する場合など、コンビニエンスストアが利用できない場合は金融機関等で納付してください。

年金天引きから口座振替に変更できます

国民健康保険課または各総合支所市民課に次の書類を提出すると、保険税(料)の年金天引きを口座振替に変更できます。

必要書類 ①金融機関の受領印がある「口座振替依頼書」控への写し ②特別徴収中止依頼書

※7月30日(木)までに、必要書類を提出すれば、10月から年金天引きを中止することができます。

年金天引きおよび口座振替に関する注意

所得税や市・県民税の社会保険料控除は、年金天引きの場合は年金天引きされている方、口座振替の場合は口座名義人の方に適用されます。年金天引きを中止して納付書で納めることはできません。預金残高不足な

どが続くと再び年金天引きに戻る場合があります。介護保険料および市・県民税の年金天引きを中止することはできません。

解雇などによる離職者の国保税を軽減します

勤務先の倒産・解雇などにより離職し、かつ雇用保険を受給している方を対象に、国民健康保険税を軽減します。雇用保険受給資格者証を持参の上、国民健康保険課または各総合支所市民課で手続きをください。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方へ

国民健康保険税を口座振替で納めていた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合、それまでの口座振替登録情報は、後期高齢者医療保険料に引き継がれません。後期高齢者医療保険料を口座振替で納付したい場合は、再度「口座振替依頼書」を金融機関等へ提出してください。

他の健康保険に加入された方へ

国民健康保険脱退の手続きをしていない場合は、保険税が計算されていきますので、速やかに届け出をしてください。届け出には、新しく取得した保険証と、国民健康保険被保険者証が必要です。

被保険者証・受給者証などの 更新時期が近づきました

被保険者証・受給者証

●後期高齢者医療制度加入者

①後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月からは、新しい被保険者証で受診してください。

●70歳〜74歳の国民健康保険加入者

②国民健康保険高齢受給者証を更新します

8月1日からの新しい国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬に普通郵便で郵送します。8月からは、新しい受給者証で受診してください。

※これから70歳になる方については、誕生日月（1日生まれの方は誕生日前月）の月末に高齢受給者証をお送りします。

※国民健康保険被保険者証の更新の時期は9月末ですので、それまではお手元の被保険者証をお使いください。

高齢受給者証の負担割合

高齢受給者証の医療費窓口負担については、平成26年度同様、以下の負担割合となっています。

・誕生日が昭和19年4月1日までの

方：2割（特例措置により1割）
・誕生日が昭和19年4月2日以降の方：2割

ただし、現役並み所得者（住民税課税所得が145万円以上の方）は誕生日に関わらず3割です。

※高齢受給者証の一部負担金の割合欄に「2割（特例措置により1割）」と記載のある方は、医療機関での窓口負担は1割です。

※生年月日により、同世帯でも1割と2割の方が混在する場合があります。

●基準収入額適用申請

新しく届いた①・②に記載されている負担割合が3割となつていても、一定の要件を満たす方は、申請をすると申請月の翌月から、負担割合が1割または2割に変更となります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課保険税係（内線3455）

限度額適用認定証

標準負担額減額認定証

病気やケガを治療した場合、多額な自己負担をしなければならないことがあります。このような場合は、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、窓口での支払いが高額療養費の自己負担

限度額までとなります。

また、市・県民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することで入院時の食事標準負担額が減額されます。

認定証は、国民健康保健課および各総合支所市民課窓口で申請できます。

●70歳未満の国民健康保険加入者

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※国民健康保険税に未納がある方は交付できない場合があります。

●70歳〜74歳の国民健康保険加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※市・県民税課税世帯の方は、高齢受給者証を医療機関へ提示することに

より自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

●後期高齢者医療制度加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証をお持ちの方は、新しい認定証を7月末までに郵送しますので、申請の必要はありません。

※市・県民税課税世帯の方は、後期高齢者医療被保険者証を医療機関へ提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

条件や制度など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課給付係（内線3446）／各総合支所市民課（菖蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

国民健康保険の海外療養費が申請できます

海外渡航中に急病やケガにより現地の医療機関で診療を受けた場合、海外療養費を申請することができます。

支給対象 日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療

※初めから治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

支給金額 日本国内の医療機関で同じ診療を受けた場合を基準に計算した額と現地で支払った実費額とを比べて安い金額の一部負担金を除いた額を支給します。

申請に必要な書類

- ①保険証 ②診療内容明細書(日本語訳付)
- ③領収明細書(日本語訳付) ④現地で支払った領収書(原本)
- ⑤渡航期間が分かるパスポート ⑥世帯主の口座情報が分かるもの

申請場所 国民健康保険課または各総合支所市民課

問合せ 国民健康保険課給付係（内線3446）

「市長への提言」内容を紹介します

平成26年度は、297件のご意見が寄せられました

市では、市民の皆さんから、市政に関するご提言やご意見を市政に反映させるための制度として、「市長への提言」を実施しています。

平成26年度は、297件のご意見が寄せられました。ここでは、平成26年度に寄せられたご意見の中からいくつかご紹介いたします。

※「市長への提言」の内容は市ホームページでも紹介しています。
問合せ シティプロモーション課広報広聴係（内線5911）

【提言1】

ゾーン30の実施について

住宅地や通学路に「ゾーン30」を実施すべきではないでしょうか。（平成26年5月受け付け）

【回答要旨】

「ゾーン30」は、一定の区域内の自動車等の最高速度を時速30キロメートル以内に規制するもので、規制区域内へ進入する道路の入り口に交通規制標識を設置するとともに、路面標示などから車両の速度の抑制が図られ、歩行者が安心して通行できる大変有効な手段と考えています。

埼玉県警察本部では、平成24年度から平成28年度までの5か年をゾーン30推進期間と定め、積極的に取り組みを進めており、埼玉県内で170か所を指定すると伺っています。

市では、市内全域合計4か所（各地区1か所ずつ）が指定されています。

この4か所のうち、栗橋地区と鷺宮地区は、既に平成25年12月から規制が

開始されています。今後、平成26年度中に久喜地区、平成27年度には菖蒲地区の規制の開始が予定されています。
※久喜地区では、平成27年1月から久喜地区の久喜東4丁目の一部と久喜東5丁目の一部が「ゾーン30」に指定され、規制が開始されました。



【提言2】

住民の災害時の避難について

住民の災害時の避難体制はどのようになっているのですか。（平成26年7月受け付け）

【回答要旨】

住民の災害時の避難は、久喜市地域防災計画において、災害が発生または発生する恐れがあり、市民の皆さんを緊

急に避難させる必要が生じたときに、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

避難勧告等は、防災行政無線をはじめ、広報車、久喜市メール配信サービス、市ホームページなど複数の方法により伝達するものとしており、避難誘導には、消防団員や自主防災組織が、また、高齢者や障がい者その他の災害時要援護者の方は、区長、民生委員・児童委員等が協力を行います。

なお、避難所は、あらかじめ指定されている職員が開設します。

【提言3】

久喜市発行の広報紙について

久喜市発行の広報紙のとじ穴位置（右とじ・左とじ）を統一したらいかがですか。（平成26年9月受け付け）

【回答要旨】

市から市民の皆さんにお届けしている発行物は、市が発行している「広報くき」だけでなく、市議会が発行している「市議会だより」や、久喜宮代衛生組合が発行している「衛生組合だより」、久喜警察署が発行している「警察だより」、その他、社会福祉協議会のような各種団体などからも依頼を受けてそれぞれの団体が発行している広報紙をお届けしています。

それぞれの広報紙は、市民の皆さんにできるだけ、見やすく、内容が分かりやすいように、発行元のそれぞれの団体において編集を行っています。市発行の「広報くき」は、シティプロモーション課が担当し、その内容は文章を主体として、行政の制度や手続きをご案内するために読んでいただくページから、グラフや表、写真などを主体として、視覚的に見る・読むことができるページなどで構成し、親しみやすさと読みやすさに配慮して編集を行っています。

「広報くき」では、あえて記事を目立たせるために、同じページ内で縦書きと横書きを混在させることもありませんが、基本的には、新聞と同じように皆さんに馴染みのある縦書きの表記法を採用していますので、ページは右開きとなっております。

各種団体が広報紙でお知らせする内容は、それぞれの団体の責任において、読みやすさ等に配慮して編集を行っていますので、左開き・横書きの印刷物や、右開き・縦書きの印刷物が発行されています。

【提言4】

デマンド交通の運行について

久喜市全域にデマンド交通が運行できるようにしてください。（平成26年12月受け付け）

【回答要旨】

本市のデマンド交通（愛称…くきまる）は、既存の民間路線バスなどを補完し、交通手段の選択肢の少ない高齢

●「市長への提言」内容を紹介します●

「市長への提言」内容別内訳（平成26年度）

	健康・医療	環境	教育・文化	道路・交通	生活基盤整備	福祉	産業・労働	その他	合計
手紙	4	14	20	28	18	7	6	29	126
Eメール	6	15	7	16	9	2	1	23	79
FAX	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	10	30	27	44	27	9	7	52	206

※数値は、手紙、EメールおよびFAXのいずれかの方法により、ご意見をいただいた合計297件の市長への提言のうち、匿名等の「受理のみ」を除いた数です。

者や障がい者の移動手段と、近くにバス停などがない公共交通不便地域における日常交通の確保などを目的として、平成25年10月に運行を開始しました。

このデマンド交通は、菖蒲地区と栗橋・鷺宮地区のそれぞれのエリア内を運行区域としていますが、久喜地区では、平成6年から市内循環バスを運行していることから、デマンド交通は運行していません。

市では、市民や市内民間交通事業者からデマンド交通に関するご意見やご要望をお伺いし、現在の運行内容を検証するため、市民1500人と市内民間交通事業者12社を対象として、アンケート調査を実施しました。調査の結果は、広報紙などで公表したいと考えています。

デマンド交通の運行区域に関しまし

市政に関するご意見・ご提案をお寄せください。

市長への提言は、市内の公共施設等に備えている「手紙」専用用紙（料金受取人払い）や、市ホームページ上に設置している「Eメール」のほか、「FAX」により受け付けています。

寄せられたご意見は、市長本人が全て拝見し、返答する場合は、市長直筆の署名が入った回答書をお送りしています。

※市政に関係のない内容、個人・団体を誹謗中傷するような内容のご意見などはご遠慮ください。

手紙 下記の公共施設などに専用の封筒（料金受取人払い）と用紙を設置しています。

久喜地区	市役所（本庁舎、第2庁舎）、久喜総合文化会館、中央・東・西公民館、ふれあいセンター久喜、中央図書館、中央保健センター、総合第1体育館、高齢者福祉センター、JR久喜駅、東武鉄道久喜駅
菖蒲地区	菖蒲総合支所、菖蒲文化会館（アミーゴ）、しょうぶ会館、森下公民館、菖蒲温水プール（アクレ）、菖蒲老人福祉センター
栗橋地区	栗橋総合支所、栗橋コミュニティセンター（くぶる）、栗橋公民館、栗橋文化会館（イリス）、栗橋駅自由通路、東武鉄道南栗橋駅
鷺宮地区	鷺宮総合支所、鷺宮東・西コミュニティセンター（さくら）（おおとり）、鷺宮図書館、鷺宮保健センター、鷺宮公民館、鷺宮福祉センター、鷺宮温水プール、JR東鷺宮駅、東武鉄道鷺宮駅

Eメール 市ホームページのトップページ「市長への提言」にあるEメール送信フォームより送ってください。

FAX 24-0202

※決まった用紙、様式はありません。住所・氏名・電話番号を明記してください。

では、このアンケート調査の結果やこれまでの市民からのご意見などを参考にしながら、公募の市民や民間バス、タクシー事業者なども委員となつている久喜市地域公共交通会議の中で、協議していきたくと考えています。

※デマンド交通（くきまる）に関するアンケート調査実施結果は、市ホームページや広報くき5月1日号でご覧いただくことができます。

「提言5」
久喜駅周辺の路上喫煙禁止区域について
路上喫煙禁止区域での喫煙者がとても多いです。本格的に取り締まってもいいです。（平成26年12月受け付け）

「回答要旨」
「久喜市路上喫煙の防止に関する条例」において、久喜駅周辺の地域を「路

上喫煙禁止区域」として指定し、現在、この「禁止区域」内の指定の喫煙場所以外での喫煙については、「久喜市環境保全巡視員」等の指導に従わない場合、2000円の過料を科すことを定めています。

このため、市では、環境保全巡視員による巡視活動を週に3回（9月～2月の午前は8時から、午後は3時30分から各1時間ずつ（3月～8月は時間が変わります。））実施しているほか、職員による巡視活動を月に2回（午前10時から午後4時までの間に1時間）実施し、禁止区域での喫煙防止の啓発および条例違反者への指導を行っています。

夜間の巡視活動は、トラブルの発生等や巡視員の安全上の問題、さらには巡視員の姿が見えにくく、抑止効果が一

減少することから、実施していません。なお、これまで喫煙者への指導を行った結果、全ての方が指導に従ったため、過料を徴収した例はありません。

環境保全巡視員は、周囲の方から分りやすいように、背に「路上喫煙禁止パトロール」と表示した制服を着用し、巡視活動を行っています。また、職員も、腕章やタスキを着用し、巡視活動を行っています。

しかしながら、未だに禁止区域内で喫煙される方が見受けられますので、引き続き環境保全巡視員による巡視活動を継続し、喫煙者のマナーや条例について周知啓発に努めていきたいと考えています。

要援護者見守り支援の取り組みを紹介します

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して

近年、集中豪雨や竜巻などの風水害、地震災害などにより、全国各地で甚大な被害がもたらされており、こうした中で、特に高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方々や避難に時間を要する方々の被災が目立っています。

そこで、市では、地震や風水害などの災害発生時に、高齢者や障がい者などで手助けを必要としている方々（要援護者）が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「要援護者見守り支援」の取り組みを行っています。

問合せ・提出先 社会福祉課 社会福祉係（内線3221）
／各総合支所福祉課（菖蒲・内線106／栗橋・内線236／鷺宮・内線162）

要援護者見守り支援事業とは

近隣住民、区長（自治会）、民生委員・児童委員、自主防災組織の方々など、地域の皆さんにご協力をいただきながら「地域での見守り体制」をつくる取り組みです。

地域の皆さんに、要援護者を支える支援者となつていただき、災害が発生した際に、要援護者の登録がある方の安否確認や避難誘導のお手伝いをしていただきます。また、平常時においては、声掛け運動などを通じて、地域ぐるみの見守り支援を行います。

登録申請を受け付けています

◆対象となる方

- ① 高齢者（65歳以上の方）
- ひとり暮らし
- 高齢者のみの世帯
- 日中・夜間独居世帯
- 要介護3以上（要介護3～5の方）
- ② 障がいのある方
- 身体障害者手帳1級、2級
- 療育手帳①、A
- 精神障害者手帳1級
- 障害支援区分3以上（障害支援区分3～6の方）
- 難病患者
- ③ 状況によって手助けが必要となる方
- 妊産婦、乳幼児、児童、外国人など
- ④ その他援護を必要とする方

◆申請方法

申請書（社会福祉課・各総合支所福祉課で配布。また、市ホームページからもダウンロード可。）に必要事項を記入し、提出してください。申請書の受け付けは、随時行っています。また、郵送での申請も受け付けています。

◆申請書提出の際の注意点

- ① 要援護者となる方は、申請書に記載されている関係機関や支援者に対し、要援護者本人の個人情報を提供することの同意が必要です。
- ② 申請書は、要援護者の避難誘導時や平時の見守りを行う上で必要となる「個別支援プラン」の作成も兼ねていますので、各項目とも漏れなく記入してください。
- ③ 支援者の欄には、近所の方や日ごろから交流のある方など、身近な方を記入してください。ただし、支援者として登録することについて、あらかじめ本人の同意を得てください。
- ④ 緊急連絡先および支援者として申請書に記載した方

らも、その方の個人情報に関係機関に開示することについて、あらかじめ同意を得てください。

地域の皆さんへのお願い

この事業は、地域の皆さんの善意と協力によって成り立つものです。手助けを必要としている要援護者の方が安心して暮らしていける地域づくりは、さりげない声掛けや、ちょっとした目配りなど、皆さんの日常の中でも実行することができます。ぜひ皆さんの温かいまなざしで地域での見守りにご協力をお願いします。

また、皆さんのお住まいの地域の方で、要援護者の申請をされる方から支援者としての登録をお願いされることがありましたら、ぜひご賛同をお願いします。

◆支援者について

災害発生時または災害の発生が予測されるときに、安否の確認や避難の手助けを行うなど、要援護者の支援を行うていただく方です。また、平時においては、声掛け運動等を通じて、日常生活の見守りなどを行っていただきます。
※支援者は、ボランティア精

既に登録いただいている皆さんへ

区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の方が、必要に応じて、支援内容や支援者等について確認のため訪問させていただきます。ご協力をお願いします。また、登録内容に変更が生じた場合は、早めにご連絡をお願いします。

名簿(台帳)の作成が法律で義務化されました

「災害対策基本法」の改正により、全ての自治体で、高齢者や障がい者など災害発生時の避難に配慮を要する方々の名簿（台帳）を作成することが義務化されました。また、本人から同意を得て名簿に掲載している方については、警察、消防、民生委員・児童委員といった関係者にあらかじめ情報提供し、必要な個人情報を利用できることが法律によって定められました。

民間事業者による
見守り支援

◆要援護者見守り支援に関する
協力事業者

水道 (株)日本ウォーターテック
電気 東京電力(株)春日部支社
ガス 新日本ガス(株)、東彩ガス(株)、鷲宮ガス(株)、一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉部加盟店(有)平澤商店、(有)学校裏、道祖土商店、(有)伊藤商店、加登屋商店、(株)山中五郎商店、(株)イケダ、(有)池田油店、(有)飯島ガス)、一般社団法人埼玉県LPガス協会北東武支部栗橋地区、南彩農業協同組合、埼玉みずほ農業協同組合
郵便 日本郵便(株)久喜郵便局・栗橋郵便局
新聞販売店 YC久喜・久喜東・菖蒲・栗橋北部・栗橋南部・鷲宮・東鷲宮、ASA久喜・栗橋・鷲宮、毎日新聞久喜東部販売所・久喜西部販売所・鷲宮販売所
宅配事業者 生活協同組合コープみらい、かぞヤクルト販売(株)、名糖牛乳出井販売店、雪印牛乳新町販売店、(株)樹来サンミルクサービス久喜店、原牛乳店、森永牛乳菖蒲販売所、森永久喜ミルクセンター、片岡牛乳店、(有)わかばみるく

ショップわかば鷲宮宅配センター

金融機関 (株)埼玉りそな銀行
久喜支店・菖蒲支店・栗橋支店・鷲宮支店、(株)みずほ銀行
久喜支店、(株)武蔵野銀行久喜支店、(株)栃木銀行久喜支店、埼玉信用金庫久喜支店、川口信用金庫久喜支店・栗橋支店・鷲宮支店
保険 明治安田生命保険相互会社さいたま支社

平成27年度敬老祝金の
支給について

平成27年度の対象者と支給金額は、次のとおりです。
対象 8月1日現在において市内に住所を有する方で、今年度に、満88歳、満99歳、満100歳以上になる方
金額 満88歳(昭和2年4月2日から昭和3年4月1日まで)に生まれた方) 5000円/満99歳(大正5年4月2日から大正6年4月1日まで)に生まれた方) 1万円/満100歳以上(大正5年4月1日までに生まれた方) 3万円
支給時期 9月の敬老の前日
問合せ 社会福祉課社会福祉係(内線3224) /各総合支所福祉課(菖蒲・内線106 /栗橋・内線237 /鷲宮・内線162)

健康福祉サービスをご利用の皆さんへ
福祉オンブズパーソン制度のご案内

問合せ・申立先 社会福祉課社会福祉係(内線3221)

市では、健康福祉サービス利用者からの、市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に対処するため「久喜市福祉オンブズパーソン制度」を実施しています。

◆対象となる苦情
健康福祉サービスを受けている個人が被害を被った事項、あるいはサービス受給の権利が侵害された事項で、個人を対象としたものに限りません。

◆対象とならない苦情

- ① 判決等で確定しているもの
- ② 裁判等で係争中のもの
- ③ 行政不服審査法により不服申し立てを行っているもの、および既に確定しているもの
- ④ 議会に関するもの
- ⑤ 職員の自己の勤務条件、身分等に関するもの
- ⑥ この制度で既に苦情処理が終わっているもの
- ⑦ 福祉オンブズパーソンの行為に関するもの
- ⑧ 施設建設などの要望、本人のサービス適用に結びつかない制度の改善などの要望
- ⑨ 苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年を経過したもの

◆申し立てのできる方

健康福祉サービスを利用している本人または利用申請したのにサービスが利用できなかった本人、本人の配偶者、三親等内の親族、本人の成年後見人または未成年後見人、本人と同居している方です。

◆申し立て方法

「苦情申立書」に必要事項を記入の上、社会福祉課社会福祉係へ提出してください。

後日、福祉オンブズパーソンがお話を伺います。

平成26年度
申し立て状況と対応
申し立て件数 1件

内容 申立人の居宅で介護サービスを受けた際、担当ヘルパーに、家電類を使用できない状態にされたり、品物を紛失されたり、個人情報他人に話されたりしたことがあり、不信感を抱いている。

対応 申立人と事業者の双方から事情聴取し、事実関係の把握に努めました。明確な事実関係が判明できない点があり、全てにおいて双方の納得のいく解決には至りませんでした。しかしながら、本件は、お互いの見解の相違や情報の伝達不足から生じた行き違いに端を発していると思われることから、事業者には、介護サービス利用者の置かれているさまざまな状況をくみ取りながら、利用者、ケアマネジャーとヘルパーの連携や、利用者に不信感を持たれないような配慮の徹底について提言しました。

7月から9月は『道路愛護月間』です

道路は、日常生活に欠かすことのできない最も基本的な公共施設ですが、あまりに身近なため、その重要性が見過ごされがちです。この機会に道路の大切さや私たちが自身ができることを考えてみませんか。

問合せ 建設管理課管理調査係（市役所第二庁舎内／内線113）、各総合支所建設課（菖蒲・内線282／栗橋・内線254／鷺宮・内線233）



8月10日は「道の日」です

国では、8月10日を「道の日」と定めるとともに、毎年8月1日から31日を、「道路ふれあい月間」としています。久喜市においても、7月から9月を「道路愛護月間」と位置づけ、市民の皆さんとの協働による環境美化活動に取り組んでいます。

自転車の放置、路上駐車、ポイ捨て等はやめましょう

どんなときも歩行者や車が安全に気持ちよく通行できるよう、道路のこことを見つめ直してみましよう。

一人一人が道路を大切に思う気持ちを持って、マナーを守ることによって道路はさらに快適で安全な場所になります。

きれいな街並みにしましょう

各地区の区長を中心として、道路側溝の清掃、道路の除草、道路上に放置されている物件の片付け等をお願いします。今年もご協力をお願いします。（平成26年の道路愛護月間中は1万8773人のご参加をいただきました。）

皆さんの手をお貸してください！

市では、「道路里親（住民団体）」と「違反簡易広告物除却推進団体」を認定し、これらの団体の活動によって快適で美しい街並みが保全されています。住みやすいまちづくりを推進するために皆さんのご協力をお願いします。

◆道路里親（住民団体）を募集

市では、市道において自発的に清掃美化活動を行う住民団体等を「道路里親」として認定し、市民の皆さんと行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進しています。「道路里親」に対し、市では次の支援を行っています。

支援内容

- ①清掃道具の貸し出し
- ②ビニール袋、軍手、帽子等の支給
- ③要望に応じて団体名入りの表示板の設置



◆違反簡易広告物除却推進団体を募集

道路上にある街路樹や電柱に不動産・金融・風俗などのはり紙、はり札、立看板等が貼り付けてあるのを見かけますが、これは屋外広告物といわれるもので違反行為です。違反広告物は、まちのもつ美しさを著しく損なうことになります。

市では年2回の一斉撤去と日常撤去を実施するとともに、市民の皆さんの手で撤去を行う「違反簡易広告物除却推進団体」を募集していますので、お問い合わせください。

※応募方法については市ホームページをご覧ください。上記の問い合わせ先にお問い合わせください。

「夏のライフスタイルキャンペーン」実施中

「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電～ひとりでもエコ！みんなでもエコ！

埼玉県では、冷房によるエネルギー使用量が増える夏に向け、地球温暖化防止キャンペーンを実施しています。家庭や事業所など、地域全体で節電を心掛けましょう。

問合せ 環境課環境企画係（内線2824）

◆家庭での取り組み

- ・ブラインドやカーテンで直射日光を遮り、涼しい服装で冷房温度を高め設定しましょう。
- ・グリーンカーテンを使って体感温度を下げる工夫をしましょう。
- ・きゅうりやトマトなど、体内から冷やしてくれる食物を摂取したり、冷却ジェルシートを活用しましょう。

◆事業所での取り組み

- ・冷房時の室温を28℃に設定しても快適に過ごせる衣服の着方を工夫しましょう。
- ・昼休み時には消灯し、パソコンなどの電気機器はこまめに電源を切りましょう。
- ・エレベーターの間引き運転を実施しましょう。

エコライフDAYに取り組みましょう

エコライフDAYとは、「年に1日はみんなで地球温暖化防止にチャレンジしよう」という日のことです。下のチェックシートを利用して、ご自身のライフスタイルを見直してみましょう。

ご家族の方も
一緒にどうぞ

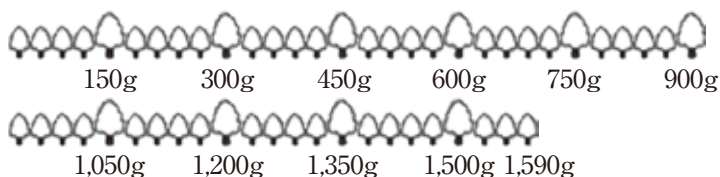
エコライフDAY2015（夏）チェックシート（今日できたことに○をする）

1	冷房の設定温度をいつもより高くした。（使わなかった。）（143g・ひと夏で784円節約）	143	143	143	143
2	冷房の利用時間を1時間減らした。（89g・ひと夏で487円節約）	89	89	89	89
3	エアコンのフィルターを掃除した。（151g・ひと夏で828円節約）	151	151	151	151
4	テレビ画面の明るさを下げた。（39g・1年で702円節約）	39	39	39	39
5	他の用事をするとき、テレビを消した。（24g・1年で435円節約）	24	24	24	24
6	部屋を出るときは、明かりを消した。（38g・1年で681円節約）	38	38	38	38
7	テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切ったりコンセントからプラグを抜いた。（81g・1年で1,451円節約）	81	81	81	81
8	照明は、省エネ型の電球型蛍光灯やLED照明を使用した。（122g・1年で2,185円節約）	122	122	122	122
9	冷蔵庫の扉は、むやみに開閉しなかった。（15g・1年で269円節約）	15	15	15	15
10	冷蔵庫にもものを詰め込み過ぎなかった。（64g・1年で1,136円節約）	64	64	64	64
11	お湯や水を流しっぱなしにしないで、こまめにとめた。（82g・1年で2,986円節約）	82	82	82	82
12	お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入った。（81g・ひと夏で655円節約）	81	81	81	81
13	お風呂の残り湯を洗濯に使った。（16g・1年で3,449円節約）	16	16	16	16
14	シャンプーや台所用洗剤などは、使いすぎず適量使った。（72g）	72	72	72	72
15	市町村のごみ出しルールにしたがって分けた。（ビン・カン・ペットボトルなど）（115g）	115	115	115	115
16	ご飯やおかずを、残さず食べた。（9g）	9	9	9	9
17	野菜などの食料品は近くの産地のものを買った。（44g）	44	44	44	44
18	買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。（56g）	56	56	56	56
19	出掛けるときは、水筒やマイボトルを持ち歩いた。（40g）	40	40	40	40
20	出掛けるときは自動車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。（309g・1年で3,714円節約）	309	309	309	309

()の数字は1日に減らせる二酸化炭素の量です。

💡マークは節電の項目です。積極的に取り組みましょう。

ブナの木何本分の二酸化炭素を減らせたかな？
(減らせた本数の木に色をぬろう。)



○がついた個数

○がついた二酸化炭素合計

(全部○が付けば1,590gです)

ブナの木1本分で1日当たりの二酸化炭素吸収量は約30gです。

※樹齢100年で、1haあたり500本のブナの森林の場合（森林の条件等により吸収量は異なります）

市長が皆さんのごころへ出向き、意見交換させていただきます。

きよりの出前市長室

久喜地区の開催

久喜地区で活動している市民団体の皆さん、市長と日ごろの活動や市政についての考えなど、意見交換してみませんか。
※菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区は、日程が決まり次第お知らせします。
問合せ シティプロモーション課広報係
(内線5913)

日時 8月20日(木) 14時～15時30分

場所 ふれあいセンター久喜3階会議室3

応募要件 主に久喜地区で活動する市民団体またはグループ

募集団体数 2団体

※1団体当たりの参加者数は5人程度、対話時間は約30分です。また、過去に出前市長室で懇談した団体は除きます。

応募期限 7月24日(金)



▲出前市長室での意見交換の様子

応募方法 申込書(シタイプロモーション課で配布。市ホームページからもダウンロード可。)に、①団体・グループの名称、②代表者の氏名・住所・電話番号、③参加人数、④主な活動内容、⑤対話・懇談したいテーマ(できる限り具体的に)を記入の上、⑥活動内容が分かるチラシ・総会資料などを添えて、シタイプロモーション課広報係(〒346-8501所在地記入不要/FAX22・1118/Eメールcity-pro@city.kukigijp)へ
その他 意見交換を円滑に進めるため、市の担当職員が同席させていただきます。
参加団体等の決定 申し込み多数の場合は、抽選で決定します。結果は応募者全員に通知します。

明るい選挙啓発ポスター・標語を募集します

①明るい選挙啓発ポスター

内容 明るい選挙を推進するものや投票を呼びかけるもの
対象 市内在住・在学の小・中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒
応募規定 描画材料：自由／大きさ：画用紙の四つ切、八つ切(それに準じる大きさ)
※裏面右下に、県名・学校名・学年・氏名を記入
応募方法 持参または郵送

②明るい選挙啓発標語

内容 選挙に関する意識の高揚や明るい選挙の推進に役立つもの
対象 市内在住・在勤・在学者
応募方法 持参または郵送・Eメール「作品(1人1点)・住所・氏名・年齢(学生は学校名・学年)・電話番号を明記」
【①・②共通】
その他 (1)入選作品は「広報くき」や市ホームページなど

農業用廃プラスチック収集日のお知らせ(久喜・菖蒲地区)

久喜市久喜・菖蒲地域廃プラスチック処理運営協議会では、環境保全のため農業用廃プラスチックのリサイクルに努めています。

搬入するときは、泥等の汚れを落とし、異物、異素材の混入を避け、10kgから15kgくらいでつづら折りし、ほどけないように同じ素材のひもで2、3か所縛ってください。なお、劣化したもの、分別

されていないもの、汚れがひどいものは、受け入れをお断りすることがあります。

搬入できる方 久喜・菖蒲地区の農業者(法人を除く)
搬入できる素材 軟質系ポリエチレン(外張りPO、PO、カーテン、マルチ、灌水チューブ、マイカー線、ポリポット)
※塩化ビニールは、別途収集します。

日時 7月28日(火) 9時～12時
場所 久喜地区：久喜ライオンセンター(下清久)／菖蒲地区：カントリーエレベーター(菖蒲町下栢間)
負担金 1kgにつき12円(税込)
問合せ 久喜地区：JA南彩久喜営農経済センター ☎25・1515／菖蒲地区：JA南彩菖蒲営農経済センター ☎85・7334

愛の泉

～善意をありがとうございます～

★保健福祉のために
岡ゆうじ友の会さん 金4万8957円
久喜民謡連合会さん 金1万5328円

委員募集

◆久喜市行政評価委員会

内容 市が実施する内部評価結果に対する外部評価および行政評価システムの推進についての調査・審議

応募資格 18歳以上の市内在住・在勤・在学者

※既に5つ以上の審議会等の委員を兼任している方は応募できません。

募集人員 3人

委員構成 公募による市民、学識経験者(計8人)

委員の任期 委嘱日から2年

会議の開催予定 年3回程度

報酬 日額6000円

募集期限 7月27日(月) 消印有効

応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機(400字程度)を明記の上、持参または郵送、FAX、Eメールで、企画政策課行政管理係(〒346-18501 所在地記入不要)

内線2286 / FAX 22・3319 / Eメール kikaku@city.kukigijp)へ

選考および結果 公募選考委員会にて選考し、結果は応募者全員に通知します。

7/18
(土)

久喜市民プール オープンのお知らせ

開設期間 7月18日(土)～8月23日(日)

利用時間 9時～17時

入場料 一般500円/小・中学生200円

※ロッカー利用料 100円

注意事項 暴力団関係者、入浴、タトゥー(シールを含む)をされた方の入場は固くお断りします。

また、お断り、退場に伴う一切の補償、返金はしませんので、あらかじめご了承ください。

※天候不良等による当日のプール利用の可・不可については、総合体育館ホームページ(<http://parkgeociti.es.jp/kukishisougoutaiku-kan/>)でお知らせします。

問合せ 総合第1体育館 ☎ 21・3611



人権 愛は愛

社会を明るくする運動

7月は社会を明るくする運動「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。

この運動は、全ての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今回で65回目を迎えます。

今回の運動では、「犯罪や

非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう」「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」という行動目標を掲げています。

犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い、改善更正を果たす場もまた地域社会にほかなりません。地域社会の一員として、全ての人が手を取り合い、より良い社会の実現を目指すには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

社会を明るくする運動では、過ちからの立ち直りを支えていける地域、犯罪や非行のない地域を作るために、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

久喜市でも、社会を明るくする運動を行います。左に詳細を掲載していますので、皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

いま、何が求められ、自分には何ができるのか、皆さんで考えてみませんか。

問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2632)

久喜市社会を明るくする運動を実施します

手

毎年、7月1日から31日までの1か月間を強調月間として全国各地でさまざまな運動が展開されています。市内でも、次のとおり実施します。

◆ワークシヨップ
日時 7月13日(月) 13時～15時30分

◆街頭啓発活動
日時 7月13日(月) 16時30分

※啓発品がなくなり次第終了

場所 久喜駅西口・東口/イトーヨーカドー久喜店店頭

内容 社会を明るくする運動啓発品の配布

問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2633)

介護認定調査員募集

業務内容 介護保険認定に係る訪問調査

※介護保険認定調査の経験がない方でも可

応募資格 介護支援専門員・保健師・看護師などの資格を有する方(要普通自動車免許)

募集人数 若干名

採用時期 8月

勤務日 月・金曜日(週3日)

以内) 8時30分～17時15分

報酬 日額1万円

募集期限 7月31日(金)

申込み・問合せ 介護福祉課

介護認定係(内線3268)

手

このマークの記載がある事業は、手話通訳者の派遣が可能な事業です。派遣を希望する方は各事業実施日の10日前までに、事業等の担当課にお申し込みください。

健康自立度に関する調査のお知らせ

◆平成26年度 健康自立度に関する調査結果

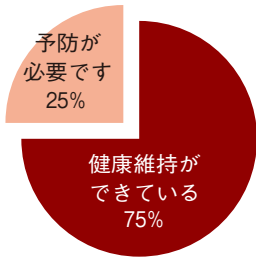
本市では、心やからだの働きが低下することを予防し、日々の生活を維持していくための介護予防事業を推進しています。

健康自立度に関する調査（基本チェックリスト）は、介護予防事業への参加が必要と思われる方を早期に把握するとともに、自分のからだの状態を確認し、健康維持に心掛けていただくことを目的に実施しています。

このたび平成26年度の集計結果がまとまりましたので、お知らせします。

ご回答いただいた総数は、2万7187人。そのうち、健康維持ができている方が75%、予防が必要な方が25%となり、健康維持ができている方の割合が多い結果となりました。（図1）

図1 平成26年度健康自立度に関する調査結果



◆平成27年度 健康自立度に関する調査票の実施方法の変更

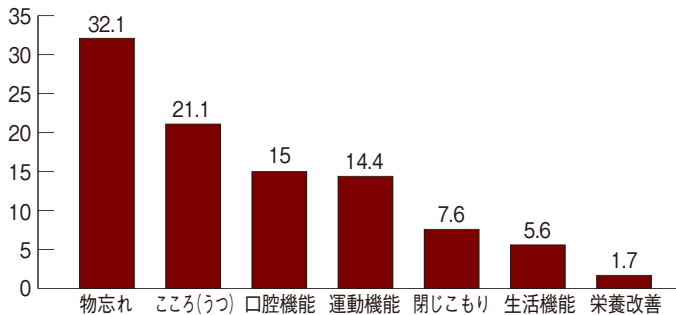
本市では、平成18年度から、65歳以上で、要介護認定を受けていない方を対象に、健康自立度に関する調査票を郵送し、ご回答いただいています。

この調査に回答し、市が行う介護予防事業に参加いただいた方については、一定の改善成果が見られましたが、この事業の見直しが必要であることなどから、平成27年度以降は、調査の実施方法を郵送による対象者全員への実施から、相談等を受けた際に個別に実施することに変更します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、この調査の回答にご協力いただける方は、お問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 介護福祉課地域包括支援係（内線3272）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線150／栗橋・内線234／鷺宮・内線170）

図2 予防が必要な方の項目別判定割合（単位%）（重複回答可）



年金コラム

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

●免除制度とは

第1号被保険者（農業、自営業者など）で所得が少なく、保険料を納めるのが困難な方に対し、保険料の全額または一部を免除することができ、制度です。免除は申請を行い、日本年金機構が承認した場合に限られます。承認される基準は、申請者本人とその配偶者（世帯主の所得（前年）が、定められた所得額を超えていないことです。

●免除期間の取扱

免除期間は、受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除を受けられた方は、免除後の納付額を納めないという給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

30歳未満で国民年金保険料の納付が困難な方に対し、保険料全額の納付を猶予することができ、制度です。

7月1日から平成28年6月30日までの納付猶予は、7月1日から申請できます。申請は毎年必要です。

詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

申請・問合せ 春日部年金事務所 ☎048-737-7112 / 市民課（総合窓口）

市民係（内線2663）／各総合支所市民課（菖蒲・内線121／栗橋・内線215／鷺宮・内線126）

免除期間 7月1日から平成28年6月

世帯員数	免除の対象となる所得（前年）の目安 全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

教育委員会委員が決まりました



狩野和也さん

久喜市議会平成27年2月定例会で、任期満了に伴う教育委員会委員1人の選任が行われ、狩野和也さんが新たに選任されました。

第2回久喜市PTA人権教育研修会

松尾貴臣講演会開催



松尾貴臣さん

講師 松尾貴臣さん(音楽活動家)

定員 308人(予定/申込順)

費用 無料

申込期間 7月21日(火)～8月20日(木)

申込み・問合せ 電話または

FAX、Eメールで、生涯学

習課人権教育係(菖蒲総合支

所内/内線375/☎85・1

788/Eメール shogaiga

kushu@city.kukig.jp)へ

※手話通訳者を配置します。

街かどコンサートの出演者募集

音楽が好きの方、音楽によるまちづくりに参加したい方を募集します。

応募資格 原則市内在住・在

学・在勤の音楽愛好者、音楽

家で演奏等ができる方

※音楽ジャンル不問、プロ・アマチュアの制限なし

応募方法・問合せ 申込書

(生涯学習課、各総合支所、

各公民館、各コミュニティセ

ンター、文化施設等で配布。)

に必要事項を記入の上、直接、

生涯学習課文化振興係(菖蒲

総合支所内/内線369)へ

埼玉東部消防組合消防職員募集

採用人数 消防職員(救急救命士を含む)24人(予定/採用人数は、欠員等により変更になる場合があります。)

採用予定日 平成28年4月1日

受験資格 上級：大学を卒業

または平成28年3月31日まで

に卒業見込みで平成28年4月

2日から平成28年4月1日ま

でに生まれた方/中級：短期

大学(一定の条件を満たす専

門学校を含む)を卒業または

平成28年3月31日までに卒業

見込みで平成28年4月2日か

ら平成28年4月1日までに生

まれた方/初級：高等学校を

卒業または平成28年3月31日

までに卒業見込みで平成28年

4月2日から平成28年4月1

日までに生まれた方

※日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は、受験できません。

第1次試験日・会場 9月20

日(日) 鷲宮総合支所4階会議室

受付期間 7月15日(水)～8

4日(火)

申込方法・問合せ 受験申込

書(埼玉東部消防組合消防局

総務課または各消防署等で配

布。)に必要書類を添えて、

持参または郵送で、埼玉東部

消防組合消防局総務課職員担

当(〒34610021 久

喜市上早見396番地/☎

21・2711/土・日曜日、

祝日を除く)へ

小・中学校・幼稚園業務員

(臨時職員)登録希望者募集

勤務内容 校内環境美化業務全般

勤務地 市内小・中学校または幼稚園

勤務時間 7時30分から15時

までのうちの連続する5時間

以内

※週2、3回の交替勤務

採用時期 10月

賃金 時給840円

申込期限 7月31日(金) 必着

申込方法・問合せ 市指定の

臨時職員登録申込書(学務課

で配布。市ホームページから

もダウンロード可。)に必要

事項を記入し、写真添付の上、

持参または郵送で、学務課学

事係(菖蒲総合支所内/〒3

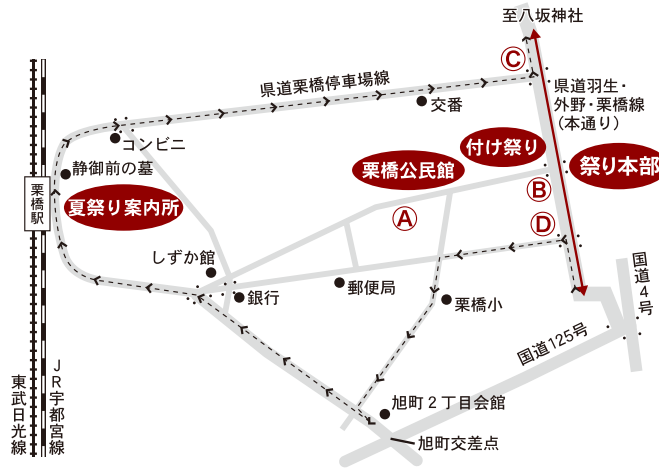
4610192 所在地記入

不要/内線333)へ

7 / 18(土)・19(日)

くりはし夏祭り開催

荘厳で豪快な八坂神社大神輿が躍動感を与えます。栗橋駅前で行われる大神輿と阪東太鼓の競演は見応えたっぷりです。地元の人たちの手づくりの付け祭りは、太鼓や流しおどりなど見所満載です。
 問合せ 久喜市観光協会 ☎21-8632



←→ 7月18日(土)の大神輿渡御 (往復)
 >---> 7月19日(日)の大神輿渡御

7月18日(土)

内容	時間	場所
園児みこし・太鼓	17時～18時 (雨天中止)	本部前
大神輿	18時～21時30分	本通りを往復
阪東太鼓	18時30分～19時 20時40分～21時30分	本部前
流しおどり	19時～19時50分	本通り
栗橋ソーラン	19時50分～20時15分	本部前
栗橋音頭	20時15分～20時40分	本通り

7月19日(日)

内容	時間	場所
大神輿	18時～21時30分	町内一巡
納涼フェスティバル	19時～21時30分	本部前
阪東太鼓	19時30分～21時	栗橋駅東口

※お越しの際は鉄道等をご利用ください。
 交通規制のお知らせ
 車両等の進入禁止にご協力をお願いします。
 ①～②：両日ともに 16時～21時45分
 ③～④：7月18日(土) 16時45分～21時45分
 7月19日(日) 18時～21時45分

タウン情報 となりまちへ 行こう

蓮田市

第26回はすだ市民まつり
 日時 8月22日(土) 10時30分
 ※雨天決行
 場所 のくぼ通り (蓮田駅東口)
 内容 おどりなどの市民参加イベント、小学生鼓笛隊パレードなど
 問合せ はすだ市民まつり実行委員会事務局 (蓮田市商工会内) ☎048-769-1661

白岡市

篠津の天王様
 日時 7月19日(日) 10時～20時30分 (予定)
 場所 白岡市篠津地区
 内容 山車の曳回しなど
 問合せ 白岡市観光協会 ☎92-8151

宮代町

宮代町民まつり
 日時 8月22日(土)・23日(日)
 ※時間等の詳細はお問い合わせください。
 場所 コミュニティセンター進修館周辺
 内容 流し踊り、神輿渡御、その他子どもから大人まで楽しめるイベント
 問合せ 宮代町民まつり実行委員会事務局 ☎34-1111

杉戸町

古利根川流灯まつり
 日時 8月1日(土) 18時～21時 / 2日(日) 17時～21時
 場所 古利根川 (古川橋) 清地橋
 内容 大型灯籠 (250基) の係留、各種イベントや花火の打ち上げ (8月2日(日))
 問合せ 杉戸町観光協会 (杉戸町商工会内) ☎32-3719

幸手市

幸手夏祭り
 日程 7月12日(日)・16日(木)・18日(土)・19日(日)
 場所 幸手市中央通り
 内容 300年近い歴史と伝統を誇る幸手の夏祭り
 ・大神輿渡御 (7月12日(日))
 ・子ども神輿連合渡御 (7月16日(木))
 ・山車曳廻し (7月18日(土)・19日(日))
 問合せ 幸手市観光協会事務局 (商工観光課内) ☎43-1111 (内線593)

コスモス種まきボランティアを募集します

～種まきに参加して、市の花「コスモス」を咲かせてみませんか～



- 日時** 8月1日(土) 8時鷺宮総合支所庁舎前集合～9時終了予定(雨天中止)
- 場所** コスモスふれあいロード(葛西用水路沿い)
- 内容** コスモスの種まき
- 対象** どなたでも(個人・団体を問わず参加できます。)
- 持物** 作業のできる服装、飲み物
- 申込期限** 7月17日(金)
- 申込み・問合せ** 鷺宮総合支所環境経済課(内線224)

いきいきサークル 30 謡曲同好会



言葉の芸術と言われている謡曲は今から400年前の室町時代に誕生しました。謡曲は能の中の言葉の部分を担当し、その言葉に独特の抑揚のある節を付けて謡います。七五調の名文句なだけに、謡曲を知らない方も、聞きほれてしまいます。

謡曲には五つの流派がありますが、私たちの団体は観世流です。観世流は最大の流派で、謡曲愛好者の7割を占めています。

日本古来の伝統芸能の謡曲を学んでみませんか。名誉師範が分かりやすく指導します。ぜひご参加ください。初心者大歓迎です。

- 活動日時** 第2・4土曜日 9時～12時
- 活動場所** 中央公民館
- 問合せ** 平沢 ☎22-0191

連載 久喜歴史だより(第45回)

今年で130周年を迎える

久喜・栗橋停車場の開設



▲蒸気機関車と栗橋停車場

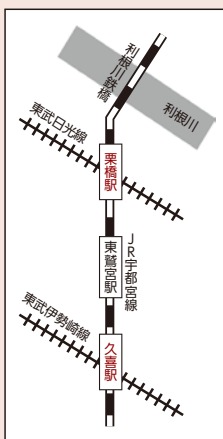
今から130年前の明治18年(1885)7月16日、大宮から宇都宮間の鉄道が開通し、久喜と栗橋に停車場(駅)が開設されました。

明治政府は、明治5年(1872)の新橋から横浜間の鉄道開通を手始めに、各地で鉄道建設を進めました。しかし、西南戦争後の財政難によって方針を転換し、国費ではなく半官半民の日本鉄道会社を設立し、鉄道建設を進めることになりました。日本鉄道会社は、第一区線として明治17年に上野から前橋間(現JR高崎線)を開通させ、次に第一区線の途中から分かれて宇都宮・白河に至る第二区線を計画しました。大宮での分岐決定後、県内では蓮田・久喜・栗橋への停車場設置が決まりました。工事着工から開通まで、わずか7か月のことでした。

開通日の明治18年7月16日には、後に総理大臣となる伊藤博文らが一番乗りを果たしました。

車に乗り、上野から宇都宮へと向かいました。このとき、久喜では提燈祭りの期間中だったこともあり、数台の山車が繰り出し、お囃子が鳴り響く中で一番列車を出迎えたとき、新聞は伝えていきます。

開通当初は上下線とも1日に2本の列車が運行されました。ただし、開通時に利根川を渡る橋はまだなく、乗客は栗橋で一旦鉄道を降り、船で利根川を渡って対岸から再び鉄道に乗り直しました。利根川の橋が完成するのは、開通翌年の明治19年6月のことでした。その後、明治32年(1899)に東武鉄道久喜駅が、昭和4年(1929)に同栗橋駅が、それぞれ開業しました。宇都宮線は今年3月から上野東京ラインとして東海道線との直通運転が行われたことは記憶に新しいところです。



問合せ 文化財保護課文化財・歴史資料係(菖蒲総合支所内/内線372)

2015 しょうぶポピーまつり



5月10日(日)から6月6日(土)まで、しょうぶ会館農園ポピー畑で、「2015しょうぶポピーまつり」が開催されました。

期間中はポピーの無料花摘みや朝採り野菜の販売などが行われました。また、メインイベントが行われた5月17日(日)には菖蒲地区の小・中学校7校の児童・生徒の思いを込めたペットボトルロケットの打ち上げが行われ、会場はたくさんの人で賑わっていました。

(仮称) 久喜マラソン大会実行委員会設立総会



4月18日(土)、菖蒲コミュニティセンターで、「(仮称)久喜マラソン大会実行委員会設立総会」が行われました。

当日、実行委員会の設立趣旨が議決され、大会会長の田中市長のもと、関係機関や団体等の市民の皆さんと一丸となって、マラソン大会の開催を目指していくことが確認されました。

大会の開催日時や名称、コース等などが決まり次第、広報くきや市ホームページ等でお知らせします。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

写真ニュース

第33回久喜市鷺宮地区コミュニティ祭り



5月17日(日)、鷺宮総合支所周辺で、「第33回久喜市鷺宮地区コミュニティ祭り」が開催されました。

当日は、鷺宮太鼓保存会による演奏や大道芸人等によるステージショーが行われました。また、ミニSLやスタンプラリー、フワフワ(エア遊具)、はしご車乗車体験等が行われ、多くの家族連れが会場に訪れていました。

春の全国交通安全出陣式



5月10日(日)、アリオ鷺宮で、「春の全国交通安全出陣式」が行われました。

式典後、県警音楽隊による演奏が行われたほか、交通指導員や交通安全母の会、交通安全協会の皆さんが、交通安全に関するチラシや啓発品を配布し、来場者に交通安全への注意を呼び掛けていました。

お知らせ

久喜市役所 ☎22-1111
 菖蒲総合支所 ☎85-1111
 栗橋総合支所 ☎53-1111
 鷺宮総合支所 ☎58-1111



お知らせ

JR宇都宮線開業130周年

JR宇都宮線（大宮駅～宇都宮駅間）は、7月16日に久喜駅・栗橋駅が130周年を迎えます。

これを記念して日ごろより宇都宮線をご利用いただいている皆さんへの感謝の気持ちを込め、7月18日（土）・19日（日）に臨時列車を運行します。

久喜駅と栗橋駅では130周年を記念して、両駅の構内にて絵画展・今昔写真展等を開催する予定です。

問合せ JR東日本大宮支社
 ☎048・642・7420

サマージャンボ等宝くじ（市町村振興宝くじ）

1等・前後賞合わせて7億

円の「サマージャンボ宝くじ」と1等7000万円の「サマージャンボミニ7000万」が発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月8日（水）～31日（金）
 発売場所 全国の宝くじ売場
 抽せん日 8月11日（火）
 問合せ 財政課財政係（内線2424）



募集

自衛官

防衛省では、自衛官募集の受け付けを行います。

◆一般曹候補生

応募資格 日本国籍を有し、平成28年4月1日現在、18歳以上27歳未満の方

試験日 1次 9月18日（金）・19日（土）のうち指定された1日
 2次試験あり

◆航空学生（パイロット）
 応募資格 日本国籍を有し、平成28年4月1日現在、18歳以上21歳未満で高等学校を卒業（見込みを含む）の方

試験日 1次 10月9日（金）
 2次、3次試験あり

【共通】
 受付期間 8月1日（土）～9月

8日（火） 必着
 問合せ 自衛隊さいたま地域事務所 ☎048・651・2420

埼玉県職員採用試験・選考

◆身体障がい者を対象とした埼玉県職員採用選考

主な受験資格 県内在住の昭和60年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方で、身体障害者手帳（1～6級）を有する方

受験案内 県人事委員会事務局、県各地域振興センターなどで配布（郵送による配布も可）

※県人事委員会事務局ホームページでもご覧になれます。
 受付期間 7月1日（水）～9月11日（金）

◆埼玉県経験者職員採用試験

①民間企業等職務経験者区分
 主な受験資格 昭和31年4月2日以降に生まれた方で、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する方（平成27年7月末日現在）
 （ア）大学を卒業後、民間企業等における職務経験を5年以上有する方
 （イ）短期大学または専修学校を卒業後、民間企業等における職務経験を7年以上有する方

（ウ）民間企業等における職務経験を9年以上有する方

募集職種・人数 一般行政5人／設備3人／総合土木5人／建築2人

②海外活動等経験者区分
 主な受験資格 昭和60年4月2日～平成6年4月1日に生まれた方

※求める受験者：海外留学経験者、国際貢献活動経験者など
 募集職種・人数 一般行政2人
 【①・②共通】

第1次試験日 9月27日（日）
 受験案内 同事務局ホームページをご覧ください。（冊子の配布はありません。）

受付期間 8月19日（水）～31日（月）
 ※原則、電子申請のみ
 問合せ 同事務局任用審査課
 ☎048・822・8181

久喜市民芸術祭 出演団体

期日 平成28年1月24日（日）
 場所 久喜総合文化会館小ホール

対象 市内在住・在勤・在学者で、市内を主な活動拠点とする団体

募集するジャンル（種目）
 音楽（合唱、楽器演奏等）、民謡、舞踊、吟詠、郷土芸能、ダンス等

出演料 無料

※出演に伴う費用については各団体負担
 その他 応募多数の場合は選考の上決定します。

募集期限 7月31日（金） 必着
 申込方法・問合せ 応募用紙（生涯学習課、各教育委員会分室、中央・東・西・森下・栗橋・鷺宮の各公民館、各図書館、各文化会館、ふれあいセンター久喜で配布）に必要な事項を記入の上、直接または

郵送で、生涯学習課文化振興係（〒346-0192 所在地記入不要／菖蒲総合支所内／内線369）へ



阿波おどり教室

一緒に伝統のある阿波おどりをやりませんか。

日程 ①7月25日(土) 10時～11時30分 ②7月27日(月) 19時～20時30分 ③8月3日(月) 19時～20時30分

場所 ①・③中央公民館会議室1・2 ②中央公民館大集會室

費用 無料

持物 運動のできる服装、上靴き、飲み物

申込み・問合せ 久喜阿波踊り愛好会 秋山(☎23・0354/☎090・5538・9277)

キッズダンス体験教室

楽しく！熱く！かっこよく！みんなで踊ってひとつになろう
日時 7月17日(金) 受け付け17時～17時30分(1時間程度)
場所 総合第1体育館多目的ホール

内容 ヒップホップやジャズダンスを中心とした現代的なリズムダンス
講師 三浦祐佳さん(クロイツダンスアート代表)

対象 小学3年生～中学3年生
定員 15人(越えた場合抽選)

費用 無料

持物 動きやすい服装、飲み物、スポーツタオル、上履き
申込期間 7月10日(金)～16日(木)
申込方法・問合せ 電話またはEメールに、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、NPO法人スポーツコミュニティ久喜東 松本(☎53・5539/☎090・6516・7353 火～金曜日10時～16時/Eメールtrbss943@ybhne.jp)

※体験教室開催後の継続教室は平成27年度スポーツ振興くじの助成を受けて行います。

音訳ボランティア養成講座

視覚障がい者をはじめ、多様化するニーズに対応していくための音訳技術を習得するとともに、視覚障がい者への理解を深め、地域で活躍する音訳ボランティアを養成します。

日程 9月3日・10日・17日・24日、10月1日・8日・15日・22日・29日、11月12日 各木曜日 全10回 13時30分～15時30分
※日程は変更になる場合があります。

場所 ふれあいセンター久喜
対象 市内在住・在勤・在学者

で、音訳講座終了後に音訳ボランティア活動ができ、かつパソコンの基本操作ができる方
定員 15人(超えた場合抽選)
費用 950円(テキスト代、保険料含む)

申込期間 7月15日(水)～8月10日(月)
申込み・問合せ 久喜市社会福祉協議会 ☎23・2526

高校生ワークキャンプ

社会福祉施設でのボランティア体験を通じて、社会福祉への理解と関心を深めてみませんか。
日程 8月3日(月)～6日(木)(3泊4日/通所参加も可)
会場 鶴寿荘介護老人福祉施設(北青柳1364)

対象 高校生
内容 車イス講習・音楽療法やレクリエーションなど高齢者との交流等
定員 18人(申込順)
費用 宿泊3150円/通所1400円

申込期限 7月24日(金)
申込み・問合せ 久喜市社会福祉協議会 ☎23・2526

埼玉国際ジュニアサッカー大会2015

国内外から12歳以下の選抜24チームが集まり、熱戦が繰

り広げられます。

7月26日(日)の埼玉スタジアム2002では、決勝戦のほか、各種イベントやお楽しみ抽選会などもありますので、ぜひご家族でお出かけください。
期間 7月24日(金)～26日(日)
会場 埼玉スタジアム2002ほか2会場

入場料 無料
問合せ 埼玉県民生活部青少年課 ☎048・830・2902
※詳しくは、ホームページをご覧ください。

じゃがいものニョッキ作り教室

日時 8月7日(金) 10時～13時
内容 じゃがいもで作ったお団子状のバスタ「ニョッキ」をトマトソースであえます。
場所 花と香りのふれあいセンター

費用 400円
対象 市内在住・在勤・在学者
定員 12人(申込順)

持物 エプロン、三角きん、ふきん、容器、筆記用具
申込開始 7月14日(火) 9時
※7月31日時点で参加者が5人に満たない場合は中止します。

申込み・問合せ 鷺宮総合支所環境経済課(内線223)

消費生活講座

みんなで学ぼう！ 暮らしの豆知識

賢い消費者として生きていくために

市消費生活相談員が、高齢者を対象とした消費者被害の実態や契約の際に注意すべき点について、分かりやすく説明します。

日時 7月14日(火) 14時～15時30分

場所 栗橋文化会館(イリス) 2階第1・2会議室

講師 町田智子さん(市消費生活相談員)

定員 40人(当日会場先着順)

費用 無料

問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2633)

成年後見制度公開講座

あなたの老後の安心のために成年後見制度の基礎知識を得ましょう。銀行等で「後見人をつけてください。」と言われたらご相談ください。

日時 7月30日(木) 13時30分～14時30分

※公開講座終了後、無料相談会を実施します。(16時30分まで)

場所 栗橋文化会館(イリス) 1・2会議室

講師 竹田智恵子さん

主催 一般社団法人コスモス 成年後見サポートセンター 埼玉支部(第9管轄区)

申込み 不要

問合せ 行政書士 羽柴事務所 羽柴(〒349-1110)

6 久喜市緑1の2の9/ ☎ 52-0287/ FAX 52-7826

県立鷲宮高等学校 夏季学校公開講座

日時 8月8日(土) 13時30分～16時

場所 同校大会議室

内容 ひかりの不思議/光の3原色、偏光、反射など光の性質について

対象 小学生以上

定員 10人(申込順)

費用 200円

申込期間 7月27日(月)～8月4日(火)

申込み・問合せ 同校 蛭間 ☎ 58-1200

県立宮代特別支援学校 『元気まつり』

障がいのある児童・生徒が地域の方と触れ合いを持つことを目的にまつりを行います。

日時 7月25日(土) 13時30分

場所 同校

内容 各種イベント、物品販売ほか

問合せ 同校 ☎ 35-2432



市立図書館

中央図書館 ☎ 21-0114

◆名作映画会

日時 7月18日(土) 14時

内容 「ピアノ・レッスン」(1993年オーストラリア作品 出演:ホリー・ハンターほか) 121分

定員 50人(当日会場先着順)

費用 無料

◆子ども一日図書館員募集 図書館ってどんな仕事をしているのかな。体験してみませんか。

日時 8月6日(木) 10時～16時

場所 中央図書館

対象 市内在住の小学5年生・6年生

※小学6年生は初めて参加する方

定員 8人(申込順)

持物 昼食、図書館利用券、筆記用具

申込開始 7月16日(木) 10時

申込方法 参加申込書(中央図書館で配布)に必要な事項を記入の上、直接、中央図書館へ

※電話での申し込みはできません。

その他 保護者の方は、児童の送迎をお願いします。

鷲宮図書館 ☎ 58-1002

◆おやこ折り紙教室

日時 7月31日(金) 10時30分～11時30分

内容 親子で楽しむ夏の折り紙

講師 伊藤三鶴さん

対象 幼児・小学生とその保護者

定員 10組(申込順)

持物 はさみ、のり

申込開始 7月15日(水) 10時

申込方法 直接または電話で、鷲宮図書館へ

いきいき温泉久喜

☎ 22-7933

◆健康相談

日時 7月15日(水) 13時30分～15時

内容 保健師による血圧測定・尿検査、健康相談

◆健康体操

日時 7月21日(火) 13時～14時

内容 「サブナ21健康体操久喜」による健康体操

◆パドル健康体操

日時 7月22日(水) 10時～11時

内容 パドルという道具を使った健康体操

講師 小林靖子さん

※各催しは、60歳以上の方が参加できます。

鷺宮児童館

☎58・7054

◆チャレンジランド

◆①製作(折り紙)

日時 8月1日(土) 10時30分

◆②電気教室

日時 8月20日(木) 10時30分

【①・②共通】

対象 小学生

定員 20人(申込順)

申込期間 7月11日(土)～18日(土)

※休館日を除く

申込方法・問合せ 直接または電話で、鷺宮児童館へ

児童センター

☎21・8181

◆①楽焼教室

日時 8月1日(土) 13時30分

内容 好きな陶器を作る

定員 12人(申込順)

費用 100円(材料費)

◆②科学実験

日時 8月4日(火) 13時30分

内容 スライム作り

費用 無料

◆③手作りはがきを作ろう

日時 8月5日(水) 10時

内容 手作りはがき作り

定員 10人(申込順)

費用 無料

◆④みんなで作ろう(工作)

日程 ①8月6日(木) ②8月18日(火) 各13時30分

定員 15人(申込順)

費用 無料

◆⑤料理作り

日時 8月21日(金) 13時30分

内容 フルーツポンチ

定員 10人(申込順)

費用 100円(材料費)

【①～⑤共通】

対象 小学生

申込開始 7月12日(日) 9時

申込方法・問合せ 費用を添えて、直接、児童センターへ

※電話や代理での申し込みはできません。

公民館

中央公民館

☎21・1550

◆ノルディックウォーキング教室

日程 ①8月30日 ②9月6日

③9月13日 ④9月27日

⑤10月4日 各日曜日 全5回

場所 ①・②古河総合公園

③・④・⑤渡良瀬遊水地

内容 ノルディックウォーキングの基礎を学ぶ

時間 9時～15時

集合場所 中央公民館ロビー

講師 野原初美さん

対象 市内在住・在勤・在学者

※前回、参加された方はご遠慮ください。

※ポールは貸し出します。

定員 25人(超えた場合抽選)

費用 700円

申込期限 7月24日(金) 必着

申込方法・問合せ 往復はがき(一葉二人まで)に事業名・参加者全員の住所・氏名・電話番号を明記の上、中央公民館(〒346-0003 久喜市久喜中央4の7の7)へ

鷺宮公民館

☎58・8144

◆ワード入門講座

日程 ①9月12日(土) ②9月13日(日)

③9月19日(土) ④9月20日(日) 全4回 9時30分～11時30分

場所 鷺宮公民館会議室1

内容 ①ワードの基本操作

②文字入力 ③ビジネス文章作成

④画像の入ったチラシ作成

対象 市内在住の18歳以上の方でウィンドウズビスタ以上のパソコンを持参できる方

定員 20人(超えた場合抽選)

費用 1000円(教材費)

申込期限 8月7日(金) 必着

申込方法・問合せ 往復はがき(一人一葉)に講座名・住所・氏名・電話番号・OSの種類を明記の上、鷺宮公民館(〒340-0217 久喜市鷺宮6の1の4)へ

※電話での申し込みはできません。

◆鷺宮地区体育祭アトラクション出演団体募集

10月11日(日)に開催される鷺宮地区体育祭で、昼食休憩時

間(1時間)を利用し、アトラクションとして団体による発表会を行います。日ごろの練習の成果を発表してみませんか。

※出演する団体数により、各団体の発表時間を決定します。参加団体は、体育祭競技役員1人のご協力をお願いします。

対象 鷺宮地区で活動している団体

申込期限 8月7日(金) 17時

申込方法・問合せ 申込書(鷺宮公民館で配布)に必要事項を記入の上、鷺宮公民館へ



相談

暮らしの何でも無料相談会

労働相談・経営相談・融資や多重債務、法律相談・税金相談・住宅相談・生活相談など、法律事務所・税理士事務所も協力し、何でも相談を開催します。

日時 7月26日(日) 9時30分～12時

※受け付けは11時30分まで

場所 中央公民館4階会議室

主催 埼玉北部地域労働組合連合会

問合せ 埼玉土建久喜幸手支部

☎59・3812

このマークの記載がある事業は、手話通訳者の派遣が可能な事業です。派遣を希望する方は各事業実施日の10日前までに、事業等の担当課にお申し込みください。

内 容	日時・日程	場 所	申込み・問合せ
人権相談・女性相談	7月10日(金) 13時15分～16時15分	久喜総合文化会館 会議室	人権推進課人権推進係 (内線2321)
	7月27日(月) 9時30分～11時30分	鷺宮総合支所 4階会議室	鷺宮総合支所総務管理課 ☎58-1111 (内線318)
	8月19日(水) 13時～15時	農業者トレーニングセンター 後継者対策室、和室	菖蒲総合支所総務管理課 ☎85-1111 (内線215)
	8月20日(木) 13時30分～15時30分	栗橋総合支所2階 第4会議室	栗橋総合支所総務管理課 ☎53-1111 (内線322)
女性の悩み (カウンセリング) 相談 【要予約】	7月17日(金) 13時～17時	市役所4階 相談室3	人権推進課男女共同参画係 (内線2322)
	8月7日(金) 13時～17時	市役所4階 相談室3	
法律相談 【要予約】 1か月前から (1か月前が土・日曜日、 祝日にあたる場合は翌日の 平日から)	8月10日(月) 13時30分～16時30分	鷺宮総合支所4階 405会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	8月20日(木) 13時30分～16時30分	公文書館2階 第3会議室 栗橋総合支所2階 第1会議室	
	9月1日(火) 13時30分～16時30分	市役所4階 第6会議室 菖蒲総合支所4階 第3集会室	
行政相談 (国の事務に関すること)	7月21日(火) 9時30分～12時	栗橋総合支所2階 第4会議室 鷺宮総合支所4階 405会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	7月21日(火) 13時30分～16時	公文書館2階 第2会議室 菖蒲総合支所4階 第3集会室	
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時 ※7月10日(金)は市相談員不在のため 県相談員との電話相談になります。	市役所3階 消費生活相談室 ※来室の際は、必ずお問い合わせ してください。	消費生活相談室 ☎22-3925 ※相談時間外のお問い合わせは、 生活安全課市民生活・青少年係 (内線2633)
特設消費生活相談	7月28日(火) 10時～12時/13時～16時	鷺宮総合支所4階 407会議室	
年金相談 【要予約】	7月15日(水) 9時～12時/13時～15時	菖蒲総合支所4階 第5集会室	菖蒲総合支所市民課 ☎85-1111 (内線121)
生活困窮者自立支援相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	久喜市社会福祉協議会 (ふれあいセンター久喜) ※緊急の場合を除き、来所の際は お問い合わせください。	久喜市社会福祉協議会 ☎23-2526
住宅耐震相談 (木造2階建て以下に限る)	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時/13時～17時	市役所第二庁舎1階 建築審査課	建築審査課企画指導係 ☎22-1111 (内線175)
内職相談(あっせん)	毎週火・金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	商工観光課まで お問い合わせください。	商工観光課商工労働係 (内線2881)
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市役所1階子育て支援課 ※電話相談可	子育て支援課子育て支援係 (内線3283)
子育て相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	地域子育て支援センター ぽかぽか/くぶる/すまいる ※電話相談可	地域子育て支援センター ぽかぽか ☎21-8596 くぶる ☎55-1147 すまいる ☎59-7510
児童相談	毎週月～金曜日(祝日・休館日を除く) 9時～16時	児童センター/鷺宮児童館 ※電話相談可	児童センター ☎21-8181 鷺宮児童館 ☎58-7054
育児相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	各市立保育園(さくら☎21-0787/すみれ☎21-0120/ひまわり☎22-8246) ※電話相談可(あおば☎22-2566/中央☎23-6030/中央分園☎21-7870)	

交通事故発生状況 5月 ※()内は平成27年の累計				
人 身 事 故				物損事故
件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	件数
50 (292)	0 (2)	3 (20)	66 (355)	253 (1,361)

火災・救急統計速報 5月 ※()内は平成27年の累計			
建 物	1 (12)	急 病	311 (1,626)
車両・船舶	0 (1)	交 通	57 (271)
その他	6 (22)	その他	176 (847)
火災件数	7 (35)	救急件数	544 (2,744)

※上記は速報数値のため後日変更になる場合があります。

鷺宮保健センター	4か月児健康診査	7月15日(水) 受付：13時～13時45分	平成27年3月生まれ
	10か月児健康診査	7月17日(金) 受付：13時～13時45分	平成26年9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月22日(水) 受付：13時～13時45分	平成25年12月生まれ
	3歳児健康診査	7月21日(火) 受付：13時～13時45分	平成24年3月生まれ
	乳幼児健康相談	7月16日(木) 受付：13時～14時	
	ママ・パパ教室 【要予約】	7月23日(木)・30日(木)、8月6日(木)・8日(土)	出産予定日が平成27年10月～11月の妊婦とその家族
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市内在住者

前立腺がん検診の検査費用について 訂正とお詫び

5月下旬にがん検診の対象者に発送した、がん検診案内通知に同封の「早期発見のためにがん検診を受けましょう」の内容に誤りがありましたので訂正してお詫びいたします。

なお、訂正箇所は次のとおりです。

1 ページ目の表中「前立腺がん検診の検査費用」

誤：800円 正：600円

問合せ 各保健センター成人保健係（中央 ☎21-5354 / 菖蒲 ☎85-7021 / 栗橋 ☎52-5577 / 鷺宮 ☎58-8521）

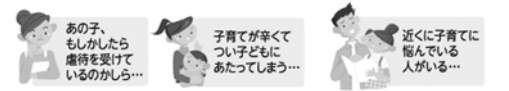
虐待かと思ったら

いちはやく

189番

7月1日(水)から、児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になります。

こんなときには、**189番**へ
すぐお電話ください。お近くの児童相談所につながります。



●連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
●0570-064-000でもお近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいちはやくキャッチ!

気をつけましょう！熱中症

気温が高い日、湿度が高い日、風が弱い日や急に暑くなった時などは熱中症に注意が必要です。外出の際には、涼しい服装で日傘や帽子を活用しましょう。また日陰を利用し、こまめに休憩をとり、こまめに水分・塩分を補給することも大切です。無理せず徐々に体を暑さに慣らしましょう。室内でも熱中症になることがあります。こまめに水分補給をし、室内でも温度を測り、扇風機やエアコンを上手に使用して、温度調節するように心掛けましょう。

問合せ 各保健センター（中央 ☎21-5354 / 菖蒲 ☎85-7021 / 栗橋 ☎52-5577 / 鷺宮 ☎58-8521）

愛の献血にご協力を！

日時 7月25日(土) 10時～16時

場所 久喜駅西口駅前広場

内容 全血献血

主催 久喜菖蒲ロータリークラブ

問合せ 健康医療課地域医療係
(内線3424)

久喜・白岡休日夜間急患診療所 ☎&☎ 21-9090

診療科目 内科・小児科

住所 本町5-10-47 (中央保健センター併設)

受付時間

○18時30分～21時30分…7月5日(日)・12日(日)・19日(日)・26日(日)、8月2日(日)・9日(日)

○13時30分～16時30分、18時30分～21時30分
7月20日(祝)

診療時間 受付開始30分後から終了30分後まで
※問い合わせは診療時間内をお願いします。

●大人を対象とする救急電話相談 #7000 ☎048-824-4199

受付時間 毎日…18時30分～22時30分

●小児救急電話相談 #8000 ☎048-833-7911

受付時間 月～土曜日…19時～翌朝7時 / 日曜日、祝日…7時～翌朝7時

●埼玉県救急医療情報センター

☎048-824-4199 (24時間対応)

(医療機関案内)
歯科・精神科案内と医療相談は除く

●埼玉県精神科救急情報センター

☎048-723-8699

(緊急的な精神科医療相談・医療機関案内)

受付時間 月～金曜日…17時～翌朝8時30分

土・日曜日、祝日…8時30分～翌朝8時30分

各保健センターで行う事業は、原則としてお住まいの地区の住民の方の参加・受診になります。ほかの地区で参加や受診を希望される場合は各保健センターにお問い合わせください。

また、乳幼児の発育発達（運動面、言語面）について、医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士による個別相談を実施しています。日程等については、各保健センターにお問い合わせください。

保健センターの保健事業 7月10日(金)～8月10日(月) (7月1日～9日は広報くき6月1日号に掲載)

	事業名	実施日時等	対象者等
中央保健センター	4か月児健康診査	7月16日(木) 受付：12時50分～13時45分	平成27年3月生まれ
	10か月児健康診査	8月4日(火) 受付：13時～13時45分	平成26年9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月15日(木) 受付：12時50分～13時45分	平成26年1月生まれ
	3歳児健康診査	8月5日(水) 受付：13時～13時45分	平成24年4月生まれ
	乳幼児健康相談	7月17日(金) 受付：9時30分～11時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	8月4日(火) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	むし歯予防教室 【要予約】	7月23日(木)	平成25年1月～6月生まれ
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市内在住者
	食生活相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市内在住者
不登校・ひきこもり家族のつどい	7月13日(月) 14時～16時 8月10日(月) 14時～16時 場所：中央公民館	登校拒否・不登校・ひきこもりで悩んでいる家族	
菖蒲保健センター	10か月児健康診査	7月13日(月) 受付：12時30分～12時50分	平成26年8月～9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月29日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成25年11月～12月生まれ
	乳幼児健康相談	7月10日(金) 8月3日(月) 受付：13時30分～15時	
	ママ・パパ教室 【要予約】	7月22日(水)	出産予定日が平成27年10月～平成28年1月の妊婦とその家族
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市内在住者
	健康体操	8月5日(水) 13時30分～15時30分	市内在住者
栗橋保健センター	4か月児健康診査	7月21日(火) 受付：13時～13時30分	平成27年3月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月14日(火) 受付：13時～13時30分	平成25年12月21日～平成26年1月31日生まれ
	乳幼児健康相談	7月13日(月) 8月3日(月) 受付：9時30分～11時	
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市内在住者
	ダンベル体操	7月16日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者
	コアラ（障がいのある子どもの保護者のつどい）	7月14日(火) 10時～11時30分	心や身体にハンデのある子どもの保護者
	わかちあいるーむ(精神障がい者の家族のつどい)	7月16日(木) 13時30分～15時30分	精神障がい者とその家族

明日の久喜市を担う職員募集



人権標語 つたえたい やさしい気もち ありがとう 東鷲宮小学校4年 井上 悠誠

この広報紙は61100部作成し、1部当たり22円(うち広告料収入を除いた市負担は1部19円)です。

市では、平成28年4月以降の採用を予定した職員採用試験を行います。
 問合せ 人事課人事研修係 (内線2261~2263)

**受験申し込みの
 受付期間
 (全職種共通)
 8月1日(土)~10日(月)
 期間内消印有効**

※受け付けは郵送のみ。
 書類不備の場合受け付け不可。

**第1次試験
 9月20日(日)**

- ・教養試験 (全職種)
- ・事務適性検査 (身体障がい者を対象とした一般事務を除く)
- ・作文試験 (一般事務のみ)
- ・専門試験 (一般事務以外)

**想いを実現へ
 「気づき、考え、動く」
 求める職員像**

- ・市民の立場でプロ意識を持って行動する職員
- ・自ら考え判断し、責任を持って実行する職員
- ・一致団結して目標を共有し、住民サービスの向上のためにベストを尽くす職員

◆募集概要

受験案内の配布

7月1日(水)から市役所1階総合案内、市役所第二庁舎、各総合支所総務管理課、各公民館(青葉・南を除く)およびふれあいセンター久喜で配布します。

郵送請求する場合は、封筒の表に「受験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛て先明記の返信用封筒(A4サイズが折らずに入るもの)を同封の上、久喜市人事課人事研修係(〒346-8501所在地記入不要)へ送付してください。

※卒業証明書、資格証等必要書類がありますので、受験案内は早めに入手して確認してください。

職種	要件・資格	採用予定人数(※1)
一般事務(※2)	上級 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、大学以上の学校を卒業(見込みを含む)の方	16
	中級 平成元年4月2日以降に生まれた方で、短期大学または短期大学に相当する学校を卒業(見込みを含む)の方	
	初級 平成3年4月2日以降に生まれた方で、高等学校を卒業(見込みを含む)の方	
土木	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校で土木課程を専攻し、卒業(見込みを含む)の方	2
建築1	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校で建築課程を専攻し、卒業(見込みを含む)の方	2
建築2(一級建築士)	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、建築士法に定める一級建築士の資格を有する方	2
幼稚園教諭・保育士	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有する方または平成28年3月までに資格取得見込みの方	4
保健師	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または平成28年3月までに免許取得見込みの方	2
社会福祉士	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方または平成28年3月までに資格取得見込みの方	4
管理栄養士	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士の資格を有する方	2
一般事務【身体障がい者対象】(※2)	昭和55年4月2日以降に生まれ、高等学校(これに準ずる学校を含む)以上の学校を卒業(見込みを含む)の方で、次の全てに該当する方 ・活字印刷による出題に対応できる方 ・身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの方 ・自力により勤務ができ、かつ、介護者なしに勤務の遂行が可能なる方	2

※1 欠員等の状況により変更になる場合があります。
 ※2 身体障害者手帳を有する人に限り、拡大文字による受験ができます。

久喜市の人口

6月1日現在
 ()内は前月比

人 □ 154,528人 (+30)
 男 77,210人 (+6)
 女 77,318人 (+24)
 世帯数 63,083世帯 (+91)

- 久喜市役所(本庁舎)
 〒346-8501 下早見85-3 ☎ 0480-22-1111(代表) / ☎ 0480-22-3319
- 久喜市役所(第二庁舎)
 〒346-0024 北青柳1404-7 ☎ 0480-22-1111(代表) / ☎ 0480-22-0300
- 菖蒲総合支所
 〒346-0192 菖蒲町新堀38 ☎ 0480-85-1111(代表) / ☎ 0480-85-1806
- 栗橋総合支所
 〒349-1192 間鎌251-1 ☎ 0480-53-1111(代表) / ☎ 0480-52-6027
- 鷲宮総合支所
 〒340-0295 鷲宮6丁目1-1 ☎ 0480-58-1111(代表) / ☎ 0480-58-2020